

【事前送付分】 答申（案）に対する新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

新	旧
1 水道料金改定の必要性について 料金収入の減少、水道施設の漏水対策や耐震化も合わせた老朽化施設更新の必要性、未普及地域解消事業の実施、今後の財政収支見通しにおける経営状況の悪化等、十日町市水道事業の現状を考慮すれば、<u>将来世代に大きな負担を残さないために</u>水道料金の改定はやむを得ないと考え る。 2 改定率について 改定率については、<u>地方公営企業法第 17 条の 2 第 2 項に基づき、本来は収益性の低い簡易水道事業会計に合わせた約 67%の改定率により独立採算とすべきだが、</u>十日町市水道施設更新（長寿命化）計画により水道施設更新費用の抑制と平準化に取り組み、経営改善を推進するとともに、<u>使用者負担の公平性を優先し水道事業会計から簡易水道事業会計への繰入により、</u>可能な限り改定率を低く抑えること。 3 附帯意見 今後、次の事項について適切な対応をとられたい。 (1) 料金体系及び料金表については、<u>低所得者や大口</u>使用者の負担額の均衡を図り、一部の利用者に負担が偏らないように配慮すること。 (2) （意見なしのため省略） (3) 簡易水道事業が福祉水道に<u>位置づけられる</u>という点を踏まえ、簡易水道事業会計だけで経営を考えるのではなく、水道事業会計、一般会計から必要な支援を行うこと。	1 水道料金改定の必要性について 料金収入の減少、水道施設の漏水対策や耐震化も合わせた老朽化施設更新の必要性、未普及地域解消事業の実施、今後の財政収支見通しにおける経営状況の悪化等、十日町市水道事業の現状を考慮すれば、<u>水道料金の改定はやむを得ないと考え</u> る。 2 改定率について 改定率については、<u>独立採算の原則として本来は約 67%の改定率が必要であるが、</u> <u>十日町市水道施設更新（長寿命化）計画により水道施設更新費用の抑制と平準化に取り組み、経営改善を推進するとともに、あわせて水道事業会計から簡易水道事業会計への繰入れを行い、</u> <u>可能な限り改定率を低く抑えること。</u> 3 附帯意見 今後、次の事項について適切な対応をとられたい。 (1) 料金体系及び料金表については、<u>使用者の負担額の均衡を図り、一部の利用者に負担が偏らないように配慮すること。</u> (2) （意見なしのため省略） (3) 簡易水道事業が福祉水道<u>である</u>という点を踏まえ、簡易水道事業会計だけで経営を考えるのではなく、水道事業会計、一般会計から必要な支援を行うこと。

(4) 料金改定に関して使用者の理解を得るには、地方公営企業としての経営改善努力を示していく必要がある。これからも、業務の効率化に努め経費削減を図るとともに漏水防止対策、未収金対策の推進により収益性を高め、_____財政基盤の強化に取り組むこと。

(5) 持続可能な経営に向け、十日町市水道施設更新（長寿命化）計画により水道施設更新費用の抑制と平準化に取り組み、経営改善を推進すること。

(6) 改定に当たっては、改定の必要性や本市の料金水準が高い理由等について、市民に分かりやすく説明し理解を得ること。

(7) 大幅改定による急激な負担増に配慮し、段階的な値上げ等を検討すること

(4) 料金改定に関して使用者の理解を得るには、地方公営企業としての経営改善努力を示していく必要がある。これまでも、_____有効率向上のための漏水防止対策、未収金対策を講じているところであるが、これらの対策を推進し、財政基盤の強化に取り組むこと。

(加える。)

(加える。)

(加える。)